

豊中市（平成 22 年 10 月 1 日から）

対象建築物	建築物の構造	基礎工事に関する工程		建て方工事に関する工程							
		特定工程	特定工程後の工程	特定工程	特定工程後の工程						
(1) 構造 工事種別が新築であり、次のアからウまでのいずれかに該当する構造 ア. 木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造その他の令第 3 章に規定する構造 イ. 国土交通大臣が法第 2 章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定によるものと同等以上の効力があると認める構造 ウ. ア及びイに掲げる構造が混合した構造 (2) 用途及び規模	木造	基礎（杭基礎を除く）の配筋工事	基礎のコンクリートの打設工事	屋根の小屋組の工事	壁の内装工事又は外装工事						
	鉄骨造			建方工事	壁の内装工事又は外装工事						
	鉄筋コンクリート造、鉄筋鉄骨コンクリート造			屋根の配筋工事（配筋工事を現場で施工しないものについては屋根版の取付け工事）	屋根のコンクリート打設工事（コンクリート打設工事を現場で施工しないものについては、壁の外装工事又は内装工事）						
	その他の構造			屋根工事	壁の内装工事又は外装工事						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一戸建ての住宅、兼用住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎又は下宿</td> <td>延べ面積が 50 m²を超えるもの</td> </tr> <tr> <td>上記以外の建築物</td> <td>地階を除く階数が 3 以上のもの又は延べ面積が 300 m²を超えるもの</td> </tr> </tbody> </table>		用途	規模	一戸建ての住宅、兼用住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎又は下宿	延べ面積が 50 m ² を超えるもの	上記以外の建築物	地階を除く階数が 3 以上のもの又は延べ面積が 300 m ² を超えるもの				
用途	規模										
一戸建ての住宅、兼用住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎又は下宿	延べ面積が 50 m ² を超えるもの										
上記以外の建築物	地階を除く階数が 3 以上のもの又は延べ面積が 300 m ² を超えるもの										

- (1) 法第 6 条第 1 項第 1 号のみに該当する建築物、同項第 4 号に該当する建築物、法第 68 条の 10 第 1 項の認定を受けた建築材料又は主要構造部、建築設備その他の建築物の部分を用いた建築物及び法第 68 条の 20 第 1 項又は第 2 項の規定により法第 68 条の 11 第 1 項の認証に係る型式に適合するとみなされる同項に規定する型式部材等を用いた建築物に該当するものは、基礎工事に関する工程を指定しない。
- (2) 建築物の構造が混合したものにあっては、基礎工事に関する工程は最下階の構造を建築物の構造とし、建方・屋根工事に関する工程は最上階の構造を建築物の構造とする。
- (3) 3 階建ての共同住宅の場合は、上記特定工程に加えて 2 階床の配筋工事も対象となる。

適用除外 法第 85 条の適用を受ける建築物